

付属書

G7 DPA 行動計画（仮訳）

我々、G7データ保護・プライバシー機関（DPA）¹は、2024年コミュニケで定められた三つの柱、すなわち、(I)信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、(II)先端技術及び(III)執行協力に関する以下の2024／2025年行動計画を承認する。その際、我々は、以下の事項にコミットする。

第1の柱 —DFFT

i. DFFTの発展

1. 経済協力開発機構（OECD）や世界プライバシー会議（GPA）など、複数の国際フォーラムにおいて進展しているDFFTの概念を発展し、実行させるための進行中の取組に引き続き注意を向けるとともに、支持を続ける。
2. OECDのDFFT専門家コミュニティ及びGPAのグローバルな枠組みと基準ワーキンググループが現在進めている作業も考慮し、上記の国際フォーラムとの更なる協力を求め、DFFTの概念について議論し、推進する機会を模索する。
3. 特に、G7内のデータ移転において収れんし得る要素を見出すことを目的とした規制政策に影響を与えることにおいて、G7 DPA間におけるDFFTの概念及び主要な構成要素の発展に向けた取組を継続する。
4. DFFTの概念を更に発展させるためにDPAがどのように最大限貢献できるのかについての戦略的な議論の進展を含め、DFFT作業部会の長期的イニシアチブの機会を特定する。

¹ G7 DPA ラウンドテーブルにおいては、5名の委員のうちの1名が、米国連邦取引委員会を代表した。

5. 将来的な移転ツールの相互運用性を可能な場合には促進し、高水準のデータ保護の実現及びDFFTを促進するために、収れんし得る要素に向けた取組を継続する。
 6. 移転ツールとしてのEU GDPR認証と管理者間シナリオにおけるグローバル越境プライバシールール（CBPR）システムとの中核要素についてのG7 DFFT作業部会の比較分析を、GPA、OECD又はグローバルCBPRフォーラム等の関連する国際フォーラムと共有する。移転ツールにおける更なる協力作業を特定したこの分析を基に、特にその収れんと相互運用可能性に関するグローバルな対話に貢献するために考えられる機会と課題を検討する。
 7. GPAのグローバルな枠組みと基準ワーキンググループの過去及び将来の作業、特に様々な異なるデータ保護の枠組みにおけるモデル契約条項の実態比較（2023年に採択された「比較表-管理者から管理者への移転に関する契約条項」）の更新に貢献し、それを支援する更なる機会を模索する。モデル契約条項及びこの移転ツールが世界的に収れんし得る要素及び相互運用性を構築する可能性についての作業部会の焦点を強化するため、G7法域内の動向に引き続き注意を払う。
- iii. データへのガバメントアクセス
8. 2021年の「データ、プライバシー及び法の支配へのガバメントアクセス」に関するGPA決議を引き続き支援する。
 9. 2022年12月のOECD閣僚会合で採択された「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」を、OECDが更に推進することを奨励する。
 10. そのグローバルな性質に照らして、非OECD加盟国に対し、OECD宣言を参照し、既存の法的枠組みにおいて同宣言により特定された民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する7つの共通原則を念頭に置いて、政策立案に反映するよう引き続き奨励する。

i. 知識交換と能力開発

11. 信頼性を強化し、プライバシー及びデータ保護を尊重する方法で、先端技術の開発及び利用を引き続き促進する。
12. 個々のDPAの優先事項や課題を理解し、重要な問題に対する互いのアプローチについての情報提供を助けることを目的として、G7 DPA間の戦略的・技術的な議論を促進する。
13. 特に、AI技術やオンライン追跡などの分野を含む主要技術がプライバシー及びデータ保護の権利に与える影響を評価するための知識、経験及び専門知識の交換を確保する。
14. 例えば、重要な問題に関してワークショップやプレゼンテーションといった手段により、G7 DPA間の内部的な能力開発や専門知識の交換を促進する。

ii. 個人データ保護に関する協力

15. 主要な技術領域における個人データ保護及びプライバシーの問題について、特にAI並びに生体認証及びオンライン追跡などの、関連し重なり合う技術分野を考慮し、協働の機会を特定及び評価する。
16. 重要な価値観、原則及び概念に関する収れんを促進しつつ、G7内の協働を通じて、これらの技術に関してプライバシーを保護する最善の方法を探る。
17. G7 DPAの「AIと子どもに関する声明」に基づき、AIの起こり得る影響と、子どもや若者がAI対応システムを利用することに伴う新たな問題への探求を継続する。

18. 2024年G7 DPAの「信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明」に基づき、この文脈におけるDPAの役割及びこの分野における効果的な監督と執行を確保するための戦略を共有することを含め、AIに関連する立法措置の動向をフォローする。

iii. 戦略的支援

19. データ保護及びプライバシーの権利に細心の注意を払う必要性を強調しつつ、G7先端技術作業部会（ETWG）の行動項目を支援するため、他の国際的なフォーラムで行われている議論に貢献する。

20. 合成データに関するETWGのユースケーススタディや、非識別化、仮名化及び匿名化に関する専門用語の参照文書を含め、G7 DPAのアウトプットに対する外部の認識と関与を促進する。

第3の柱 — 執行協力

i. G7 DPAとより広範なデータ保護及びプライバシー執行コミュニティ間の執行に係る対話の増大

21. G7執行協力作業部会（ECWG）を通じて、また、より広範なプライバシー執行コミュニティとの間で、高水準のデータ保護及びプライバシーを確保するため、法令の執行を含む執行協力事項に関して、より広範な対話を引き続き促進する。

22. 特に、国境を越えた執行協力に関する法的及び実務的な課題を特定し、克服するための対話を継続する。

23. GPAの国際執行協力ワーキンググループ（IEWG）、グローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）、プライバシー執行のためのグローバル協力取決め（グローバルCAPE）、OECD、欧州評議会（CoE）等、既存のフォーラムや組織において、これらのトピックに関する議論に積極的に参加する機会を模索する。

24. 他のDPAへの例とするため、G7 DPA間で新たな二国間の了解覚書（MoU）又は協力覚書（MoC）を締結し、2023年G7情報提供依頼書（RFI）フォーム並びに既存及び将来のMoU及びMoCをGPAの執行協力ハンドブックに組み込むことを検討する。

25. 国内及び国境を越えた執行事例に関するG7の「執行協力の促進」ナラティブに基づき、執行のベストプラクティス及び優先事項の共有を継続する。

ii. 執行協力活動を支援するためのG7執行協力作業部会の関与

26. G7の「執行協力の促進」ナラティブを活用し、G7 DPA間で具体的な二国間又は多国間の執行協力に関与する機会を特定し、また、世界的に重要なデータ保護とプライバシーの問題に関連して、情報を共有し、共同又は協調的執行活動を実施する。

27. その影響力を増幅するため、プライバシースイープや共同声明など、他のネットワークが主導する執行協カイニシアチブを支持する機会を模索する。

28. 共同又は協調的執行活動におけるDPA間の情報交換に必要な手続に関する知識と経験を共有する。

iii. 既存の執行協力活動の全般的支援と増幅

29. より広範なデータ保護及びプライバシーコミュニティに、世界的及び地域的なフォーラムへの参加を促す。これらのネットワークの様々なツールやメカニズムを活用することで、我々の集団的な執行能力を拡大し、協力が成功するための基盤を作ることを目指す。この目的のため、G7 執行協力作業部会は、以下を行う。

30. 以下を含むGPAへの参加を更に奨励する。

- GPAのグローバル越境執行協力取決め（「モーリシャス取決め」）。

- GPAのIEWG。我々は、執行協力ハンドブックとリポジトリの利用を奨励し、「非公開の執行セッション」や能力開発ワークショップへの参加を奨励する。
- GPAのデジタル市民及び消費者作業部会。同作業部会は、プライバシーが他の規制領域（競争など）と交差する場合、分野横断的な規制に関する対話及び実務的な協力を促進する。

31. GPEN並びにプライバシースイープ、能力開発ウェビナー及びオンラインディスカッションフォーラムなどのGPENの様々なツールやイニシアチブへの参加とともに、更新された行動計画の実施に対する継続的な支援を奨励する。

作業部会と評価

32. 信頼性のある自由なデータ流通、先端技術及び執行協力作業部会において、G7 DPA間で相互に重要な対話を継続する。
33. 2025年G7 DPAカナダラウンドテーブルでの場を含め、2025年を通じて本行動計画の進捗及び成果を評価する。